

学校生活相談体制充実事業

心の支援課

1 事業目的

いじめや不登校など児童生徒が抱える悩みを相談できる電話相談窓口を設置し、学校生活に関する様々な問題の改善を図るとともに、児童生徒が命の尊さを感じる人権教育を行い、いじめ等の未然防止を図る。

2 事業内容

(1) 学校生活相談センターの相談業務

長野県いじめ防止対策推進条例第12条に基づく、児童生徒や保護者等がいじめについて安心して相談できる窓口として、また不登校など学校生活における児童生徒の様々な悩みについて相談に応じるため、学校生活相談センターを設置する。

いつでも相談ができるよう 24 時間体制で相談を受け付けるとともに、指導主事のほか臨床心理士が相談に応じることで、いのちに関わる相談等に対して専門的な見地からカウンセリングやアドバイスを行う。

学校生活相談センター

【心の支援課】

24 時間子ども SOS ダイヤル ~いじめ・いのち・学校生活の悩み~

【目的】 いじめ等の悩みをいつでも相談ができる

【メリット】

よう 24 時間体制の電話相談を行う

◎ 他課や市町村教委との連携が可能

【対象】 児童生徒・保護者

◎ 24 時間対応可能

【担当】 指導主事・臨床心理士

◎ メール相談・来所相談も可能

【曜日】 毎日

◎ 相談の内容に応じ学校生活や心の悩み

【時間】 24 時間対応

に対応が可能

(休日及び夜間…専門業者委託)

◎ カウンセリング機能の充実

(2) いじめ、暴力、自殺等防止のための学習活動

児童生徒・教職員・保護者等を対象とした講演会を通して、人権教育に関する理解及び認識を深め、命の尊さを感じる人権教育の推進を図る。

長野県いじめ防止対策推進条例第5条に基づき、いじめや暴力に苦しんだ経験者等を人権教育講師として学校へ派遣し、いじめ等の防止を図る。

3 平成30年度予算額 1172万8千円